

「木津川市空地の除草等に関する条例（案）」に係るパブリックコメント実施結果

（意見内容と市の考え方）

1 公表期間 令和3年3月1日から令和3年3月30日まで

2 条例（案）に対する意見の提出結果 5人（16件）

3 意見内容と市の考え方

NO	該当箇所	種別	ご意見内容	市の考え方	反映
1	第5条	要望	空地の雑草が高く育って、車対車で接触事故を起こしそうになったことが何度もあり、見通しが悪くなる前に、除草するよう指導していただきたい。	道路パトロールや不法投棄パトロールを通じて、早期把握や指導を行えるように努めます。特に市民の方から通報をいただいた土地については、速やかに現場確認を行い指導に努めていきます。	－
2	第5条	意見	除草した草をその場に放置される土地があり、虫が発生したり、風雨で飛散したり周囲に迷惑を及ぼすので、中途半端な草刈りは禁止と条例で規定してほしい。	「雑草を刈り倒して処分されないこと」を条例で禁止することはできませんが、近隣の生活環境に影響がある場合は、適切に処分されるよう指導を行います。	－
3	全体	質問	改正された条例は、木津川市外に在住する空地所有者に周知されるのか。	所有者等への指導等において、条例の規定が根拠であることを明記して周知します。	－
4	第6条	質問	規則（案）第6条の除草委託について、150円で草の処分まで行うことを伝えているのか。あるいはさらに追加料金が必要になるのか。	現在でも、市に除草委託を行うことや市内事業者に直接依頼できるようにお知らせしています。 規則（案）の150円は雑草を処分する費用も含めていますので、追加料金は不要です。なお、委託費用は建設物価の動向等を踏まえて改正する場合があります。	－
5	第5条他	要望	空地の所有者に委託費用等や期限など、徹底していただきたい。	今回の条例改正により、所有者等への指導を徹底してまいります。	－

6	条文の追加	意見	<p>空地の除草等の毎回度重なる勧告・命令従わない悪意のある義務者に対しては、強制的に、かつ間接的にも義務の履行を確保するために、次のとおり行政上の制裁措置を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務違反者の氏名、住所等を公表する。</li> <li>・罰則として5万円以下の過料を科す。</li> </ul>	<p>氏名等の公表は、府内で実施されている団体ではなく、本市も今回改正では氏名等の公表及び過料の規定は設けておりません。今回改正後の状況を踏まえて、氏名等の公表や過料について検討していきます。</p>	-
7	第2条 第1号	質問	<p>「現に使用していない」状態とは、どのように判定しますか。また使用していない期間の基準はどれくらいですか。</p>	<p>現地の状況によって判断していくことになります。使用していない期間の基準は、季節により雑草の繁茂するスピードも異なりますので、第2条第4号の不良状態になる程度と考えます。</p>	-
8	第2条 第4号	質問	<p>「市民の健康を害するおそれ」、「犯罪、火災、交通事故の発生を誘発するおそれ」があるときとは、具体的にどのような場合を想定していますか。</p>	<p>健康を害するとは、病害虫が発生したり、植物の葉や枝が人を傷つけたりするおそれがある状態等、犯罪等については、不審者が雑草等に潜むことで犯罪が発生する可能性や、枯草が火災の要因となること、交通事故の発生するおそれとは、雑草の繁茂により見通しが悪くなる等を想定しています。</p>	-
9	第6条 第1項	質問	<p>市街化調整区域や都市計画区域外の場合は、委託の申出はできないと解釈してよいか。また「特別の事情」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。</p>	<p>市街化調整区域や都市計画区域外では、市への除草委託はできません。特別の事情は、本来は土地の所有者等が管理をすべきであるが、遠方で来れない、高齢で除草ができないといった事情がある場合を想定しています。</p>	-

10	規則（案） 第2条 第1号	質問	「相当」とは具体的にどの程度を想定していますか。	「相当」とは、約 80 c m以上の雑草が当該土地の 5 0 % 以上に繁茂し、隣接地へはみ出したり、前面道路の通行の支障になっていたりする状態等を想定しています。 なお、規則（案）は、条例改正のパブリックコメントで参考としていただくために、現時点での案を参考に添付しているもので、修正する可能性があります。	—
11	規則（案） 第2条 第2号	質問	市街化調整区域や都市計画区域外で、果樹等を植栽している農地で除草等の管理がなされていない土地は、条例第2条第1号の空地には該当しないため、条例第3条に規定する条例第2条第4号の不良状態になることを防止する責務は、この条例においては無いと解釈してよいか。	本条例は適用されません。	—
12	規則第3条	質問	「相当」とは具体的にどの程度を想定していますか。	「相当」とは、空地に隣接する土地が現に人が居住している人家又は道路に接しており、その周辺に住宅が隣接して複数以上が連なっている状況を想定していますが、様々な状態があると考えられますので、具体的には現地を調査して判断していくこととなります。	—
13	規則第5条 第2号	質問	「市長が除草等の委託を受けることが適当でないと認める場合」とは具体的にどのような場合を想定していますか。	例えば、当該土地の所有権や土地境界について係争中である等で、除草等の委託を行う所有者等や空地の範囲が確定できない場合を想定しています。	—

14	規則第6条	質問	「除草等に関する委託費用」とは、条例第6条第3号の「除草等に要する費用」と同義と解釈してよいか。「1回1平方メートルにつき150円」の根拠はあるのか。	条例第6条第3号の「除草等に要する費用」と同義です。規則案で規定している「1平方メートルにつき150円」の算出方法は、令和3年度の予算編成時に、国土交通省土木工事積算基準により設計した除草工事単価です。今回、この条例改正案のパブリックコメントを実施するに当たって、この程度の金額を想定しているということをお示しするものです。	-
15	規則第8条	質問	条例第8条により、市長が勧告又は命令を行い、これを受け所有者等が委託申請書を提出する場合、当該申請書の提出、受理、支払いの間も履行期限までの日数は数えるということですか。	お見込みのとおり。	-
16	全体	要望	全体として、少し踏み込んで環境を保全しようとする意思が見られます。本来なら、持ち主や関係者の努力できれいに保って欲しいのですが、そこができない場合の市の役割を市民は期待しています。木津川市が元の条例より積極的に「一緒に考えましょう」という立場に立ちながら抑制効果も期待します。また、今後増えるであろう環境悪化を防ぐことにつながるよう、条例の本領發揮に期待します。	引き続き、市民の良好な生活環境の保持に資するよう、条例の適切な運用に努めてまいります。	-